

防衛省訓令第78号

防衛省所管国有財産（普通財産）の取扱いに関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

防衛省所管国有財産（普通財産）の取扱いに関する訓令

改正 平成22年4月 1日省訓第13号

平成23年8月15日省訓第30号

平成25年3月28日省訓第28号

令和 3年3月24日省訓第12号

令和 3年6月30日省訓第32号

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 取得（第5条－第8条の2）

第3章 引継ぎ等（第9条－第11条）

第4章 処分（第12条・第13条）

第5章 他の各省各庁の使用等（第14条－第16

条)

第 6 章 台帳等の取扱い (第 17 条 - 第 23 条)

第 7 章 報告書等 (第 24 条 - 第 30 条)

第 8 章 雑則 (第 31 条)

附則

第 1 章 総則

(通則)

第 1 条 防衛省所管普通財産の取扱いについては、国有財産法 (昭和 23 年法律第 73 号。以下「法」という。) その他に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 部局 防衛省所管国有財産取扱規則 (平成 18 年防衛庁訓令第 118 号。以下「規則」という。) 第 2 条に規定する地方防衛局又は地方防衛支局 (長崎防衛支局を除く。) をいう。

(2) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

(普通財産の取扱い範囲)

第3条 この訓令において取り扱う普通財産は、法第3条第3項に規定する普通財産で次の各号に掲げるものとする。

(1) 条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の用に供するために取得した普通財産

(2) 駐留軍が所有していた財産で国庫に帰属した普通財産

(3) 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）が行う独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の2第1項の規定による不要財産の国庫納付（不動産及びその従物に係るものに限る。以下単に「不要財産の国庫納付」という。）に係る普通財産

(普通財産の所属区分)

第4条 普通財産の部局の所属区分は、別表に掲げるとおりとする。

第2章 取得

(土地等の購入及び地上権等の取得)

第5条 部局において、土地等を購入しようとするときは駐留軍の用に供する土地等の買収等の手続に関する訓令（平成19年防衛省訓令第98号。以下「買収等訓令」という。）により、地上権又は地役権（以下「地上権等」という。）を取得しようとするときは駐留軍の用に供する土地の地役権等の設定等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第100号。以下「地役権等訓令」という。）によるものとする。

(新築、改築等)

第6条 部局において建物、工作物等にも新築、増築、増設、改築、移築、改設、修繕、模様替え等の工事を施行しようとするときは、別に定めるところによるものとする。

(国庫帰属)

第 7 条 駐留軍に所属する財産で、在日不動産返還書その他により日本国政府に譲渡されることが明らかになったものは、地方防衛局長又は地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。以下「地方防衛局長等」という。）がその引渡しを受けた日に部局において取得するものとする。

（他の法律による取得）

第 8 条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和 27 年法律第 140 号）に基づき、地方防衛局長が土地等を収用したときは、裁決に定められた収用の時期に、部局において取得するものとする。

第 8 条の 2 機構が行う不要財産の国庫納付に係る普通財産については、別記第 9 号様式による不要財産受渡証書が作成された日に、別表に掲げる普通財産の所属区分に定める部局において取得するものとする。

第 3 章 引継ぎ等

(普通財産の引継ぎ)

第 9 条 部局長は、取得した普通財産を法第 8 条第 1 項本文の規定により所轄財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に引き継ぐときは、別記第 1 号様式による普通財産引継通知書に係る図面を添付してしなければならない。

(引継不適當財産の取扱い)

第 10 条 取得した国以外の者が所有する土地（以下「民有地」という。）に所在する建物及び工作物、又は民有地と国有地にわたって所在する建物及び工作物が、国有財産法施行令（昭和 23 年政令第 246 号。以下「令」という。）第 5 条第 1 項第 3 号の引き継ぐことを適當としない財産（以下「引継不適當財産」という。）に該当するときは、部局長が管理し、及び処分するものとする。

(台帳に未登録の普通財産)

第 11 条 部局長は、駐留軍の用に供するために取得し

た普通財産で規則第36条第1項の規定による国有財産の台帳（以下「台帳」という。）に未登録のものがあり、かつ、当該財産の取得の事務を担当した国の機関が地方防衛局又は地方防衛支局以外の国の機関であるときは、当該国の機関の長から当該財産の引継ぎを受けるとともに台帳に登録するために必要な書類の提出を求め、自ら取得の事務を担当した普通財産とともに、前2条の規定を準用して処理しなければならない。

第4章 処分

（処分）

第12条 部局長は、引継不適當財産を処分するときは、駐留軍から返還された民公有土地等の引渡し等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第75号）により、迅速、かつ、確実に処理しなければならない。

（駐留軍による取壊し）

第13条 部局長は、駐留軍が普通財産を取り壊したときは、駐留軍から在日不動産返還書その他これに準ずる書類を徴さなければならない。

第5章 他の各省各庁の使用等

(他の各省各庁の使用)

第14条 部局長は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）第2条第4項（b）の規定により駐留軍に提供している部局所属の普通財産を他の各省各庁に使用させようとするときは、規則第19条第1項各号に掲げる事項に準じた事項を記載した書類により防衛大臣に申請し、その承認を受けなければならない。

(部局間の使用)

第15条 部局長は、地位協定第2条第4項（b）の規定により駐留軍に提供している部局所属の普通財産を規則第2条に規定する他の部局に使用させようとするときは、前条の規定に準じて地方協力局長に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認)

第 1 6 条 部局長は、前 2 条の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、別記第 2 号様式による普通財産一時使用承認書により申請者に承認するものとする。

2 部局長は、前項の規定による承認をしたときは、遅滞なく、申請者から別記第 3 号様式による普通財産一時使用条件承諾書を徴さなければならない。

第 6 章 台帳等の取扱い

(台帳の整理方法)

第 1 7 条 部局長は、規則第 3 6 条第 1 項の規定に基づき第 3 条第 1 号又は第 2 号に規定する普通財産について台帳を備えるときは、地位協定第 2 条の規定に基づき駐留軍に提供した施設及び区域ごとに口座を設定し、その口座名は当該施設及び区域の名称（F A C 番号を括弧書きで付するものとする。）とすることを原則とする。

2 規則第 3 6 条第 1 項の規定に基づき第 3 条第 3 号に規定する普通財産について台帳を備えるときの台帳の整理方法については、地方協力局長が定める。

(台帳の登録要件)

第18条 台帳に登録する買収等訓令第9条第3項の規定に該当する財産（地役権等訓令第8条において、買収等訓令第9条第3項の規定を準用する場合の地上権等を含む。）の土地又は建物の面積は、規則第38条の規定にかかわらず、登記簿等の面積によることができる。

(増減及び異動)

第19条 部局長は、規則第36条第2項の規定により台帳に記録するときは、国有財産法施行細則（昭和23年大蔵省令第92号）に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 第7条に規定する財産の増減事由用語は、
「帰属」として記録すること。
- (2) 第8条に規定する財産の増減事由用語は、
「特措法により収用」として記録すること。
- (3) 第8条の2に規定する財産の増減事由用語は
「帰属」又は「新規登載」として記録すること。

- (4) 部局長は、地方防衛局又は地方防衛支局以外の国の機関に所属する国有財産に、増築し、増設し、改築し、移築し、又は改設した財産があるときは、当該財産が引継不適當財産である場合を除き、台帳の備考欄にその所属名を記録すること。
- (5) 第12条の規定による処分をした場合において、その処分が取壊しを条件とする売払いであるときは、台帳の備考欄に「取壊し条件付売払」と記録するとともに売払価格を記載するものとし、その処分が取壊しであるときは、台帳の備考欄に物品に編入した取壊材の数量、見積価格等を記録すること。
- (6) 駐留軍が、その使用に係る普通財産を解体し、部局長が、その取壊材を返還させるべきものであるときの増減事由用語は「取壊し」とし、台帳の備考欄に「駐留軍による取壊し」と記録するとともに取壊材の数量、見積価格等を記録す

るものとし、駐留軍が、その使用に係る国有財産を取り壊したときの増減事由用語は「取壊し」とし、台帳の備考欄に「駐留軍による取壊し」として記録すること。

(総括簿の写しの備付け)

第20条 地方協力局環境政策課及び労務管理課に規則第36条第3項に規定する総括簿のうち普通財産の総括簿の写しを備えるものとする。

(台帳の写しの備付け)

第21条 部局において台帳を備えた場合において、当該台帳に登録する普通財産が地方防衛事務所（郡山防衛事務所、宇都宮防衛事務所、岐阜防衛事務所、舞鶴防衛事務所及び玉野防衛事務所を除く。以下同じ。）の管轄区域内にあるときは、その台帳の写しを当該地方防衛事務所に備えなければならない。

2 前項に規定する台帳の写しには、必要な図面を付属させておかななければならない。

3 部局長は、台帳に普通財産の増減又は異動を登録し

た場合において、その増減又は異動が地方防衛事務所の管轄区域内のものであるときは、当該増減又は異動に係る事項を地方防衛事務所の長（次項において「地方防衛事務所長」という。）に通知しなければならない。

- 4 地方防衛事務所長は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく台帳の写し及び付属図面の修正を行わなければならない。

（台帳の照合）

第 2 2 条 部局長は、台帳に登録している普通財産の増減、異動及び現在額について毎年定期に部局備付けの台帳と地方防衛事務所備付けの台帳の写しを照合し、誤りがないことを確認しなければならない。

（修繕又は模様替えによる通知）

第 2 3 条 部局長は、部局において管理する引継不適當財産に駐留軍の資金により施行した修繕又は模様替えがある場合で当該国有財産の台帳記載事項に著しい異動が生じたときは、その異動につき令第 5 条第 3 項の

規定に準じて所轄財務局長に通知するものとする。

第7章 報告書等

(財産受渡証書)

第24条 部局長は、普通財産の引受、引継、引受取消、引継取消、所管換（法令改正によるものを含む。）、所属替（法令改正によるものを含む。）等による国の機関の間の普通財産の授受は、別記第4号様式による財産受渡証書によりしなければならない。

2 部局長は、普通財産を授受したときは、遅滞なく前項の財産受渡証書の写しを防衛大臣に送付しなければならない。

(普通財産取得報告書)

第25条 部局長は、普通財産（第3条第3号に規定するものを除く。）を取得したときは、別記第5号様式による普通財産取得報告書に關係図面を添付し、遅滞なくこれを防衛大臣に送付しなければならない。

(不要財産受渡証書)

第25条の2 防衛大臣は、機構が不要財産の国庫納付

を行うときは、機構との間で別記第9号様式による不要財産受渡証書を作成するものとする。

2 地方協力局長は、別記第9号様式による不要財産受渡証書が作成されたときは、直ちに別表に掲げる普通財産の所属区分に定める部局の部局長に別記第9号様式による不要財産受渡証書の写しを送付しなければならない。

3 部局長は、前項の送付を受けたときは、速やかに当該送付を受けた別記第9号様式による不要財産受渡証書の写しに係る普通財産の引渡しを受けるとともに、当該普通財産の所有権移転登記その他の手続をとらなければならない。

(引継不適當財産の取得通知書)

第26条 部局長は、令第5条第3項の規定により所轄財務局長に通知するときは、別記第6号様式による引継不適當財産取得通知書に係る図面を添付してしなければならない。

(国有財産増減及び現在額計算書等)

第 27 条 部局長は、部局所属の普通財産について、規則第 41 条の規定により国有財産増減及び現在額計算書及び国有財産無償貸付状況計算書並びに証拠書類を防衛大臣を経由して会計検査院に提出するときは、その写しを地方協力局長に送付しなければならない。

(国有財産増減及び現在額報告書等)

第 28 条 部局長は、部局所属の普通財産について、規則第 42 条に規定する国有財産増減及び現在額報告書及び国有財産増減事由別調書並びに規則第 43 条に規定する国有財産見込現在額報告書及び国有財産見込増減事由別調書を防衛大臣に送付するときは、その写しを地方協力局長に送付しなければならない。

(普通財産処分通知書等)

第 29 条 部局長は、令第 13 条の規定により所轄財務局長に通知するときは、別記第 7 号様式による普通財産処分通知書によるものとし、通知したときは、遅滞なく別記第 7 号様式による普通財産処分報告書により、防衛大臣に報告しなければならない。

(被害報告)

第30条 規則第32条第1項及び第2項の規定による報告及び通知は、別記第8号様式による国有財産被害報告書によるものとする。

2 部局長は、規則第32条第1項及び第2項の規定により報告をするときは、その写しを地方協力局長に送付しなければならない。

第8章 雑則

(委任規定)

第31条 この訓令の実施に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日省訓第13号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月15日省訓第30号）

この訓令は、平成23年8月15日から施行する。

附 則（平成25年3月28日省訓第28号）

この訓令は、平成25年3月28日から施行する。

附 則（令和3年3月24日省訓第12号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行前に提出したこの訓令による改正前の防衛省所管国有財産（普通財産）の取扱いに関する訓令別記第1号様式から別記第9号様式までの様式（次項において「旧様式」という。）による書類は、この訓令による改正後の防衛省所管国有財産（普通財産）の取扱いに関する訓令別記第1号様式から別記第9号様式までの様式による書類とみなす。

3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年6月30日省訓第32号）

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

部 局	普通財産の所属区分
北海道防衛局	北海道に所在する普通財産（帯広防衛支局に所属する普通財産を除く。）
帯広防衛支局	釧路市、帯広市、北見市、網走市、紋別市、根室市、オホーツク総合振興局管内、十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内に所在する普通財産
東北防衛局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県に所在する普通財産
北関東防衛局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県に所在する普通財産
南関東防衛局	神奈川県、山梨県及び静岡県に所在する普通財産
近畿中部防衛局	富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県に所在する普通財産
東海防衛支局	岐阜県、愛知県及び三重県に所在する普通財産
中国四国防衛局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県に所在する普通財産
九州防衛局	福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県に所在する普通財産
熊本防衛支局	熊本県、宮崎県及び鹿児島県に所在する普通財産
沖縄防衛局	沖縄県に所在する普通財産

別記第1号様式（第9条関係）

令和 年 月 日
番 号

財務局長
福岡財務支局長 殿
沖縄総合事務局長

防衛局長
防衛支局長

普通財産引継通知書

国有財産法施行令第3条第1項
の規定により別紙のとおり引継
ぎの通知をする。

添付書類：普通財産引継通知書

(別紙)

普通財産引継通知書

口座名 (FAC)

所在

敷地		数量					索引番号	
敷地		所有者 管理者名	(㎡)				沿革	
年月日	取得事由	整理 番号	区分	種目	構造	数量	価格	備考
							円	

記入要領

- 1 この引継通知書は、国有財産台帳により作成すること。
- 2 敷地欄は、民公有地上に建物等があるときに記入すること。なお、建物等が国有地上にあるときは、その財産の所属部局名を参考として記入すること。
- 3 索引番号欄は、国有財産台帳の索引番号を記入すること。
- 4 整理番号欄は、国有財産台帳の付属図面欄の番号を記入すること。

番 号
令和 年 月 日

殿

防衛局長
防衛支局長

普通財産一時使用承認書

令和 年 月 日付け第 号をもって申請があった防衛省所管当局管理の普通財産を
下記条件により一時使用することを承認する。

おって、本承認に対して別添の普通財産一時使用条件承諾書を至急提出されたい。

記

1 使用承認財産

別紙使用承認財産一覧表のとおり

2 使用の目的

3 使用期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

〔 財務局
福岡財務支局に引き継ぐまで
沖縄総合事務局 〕

4 使用料

5 使用者は、善良な管理者の注意をもって使用財産の維持保全をし、これら維持保全等
に要する費用は、使用者が負担とすること。

6 使用財産は、承認した目的以外に使用しないこと。

7 使用財産を他に使用収益させないこと。

8 使用財産は、原則として現状を変更して使用しないこと。やむを得ない理由により現
状を変更して使用するときは、あらかじめ 防衛局長
防衛支局長 の承認を得ること。

9 使用者は、使用財産の使用により他に損害を及ぼしたときは、その損害について一切
責任を負うこと。

10 使用財産に滅失又はき損を生じたときは、その被害原因、被害状況、被害財産の数量
その他の必要な事項を、遅滞なく、 防衛局長
防衛支局長 に報告すること。

11 使用条件に違反したとき、又は重大な事情の変更があったときは、使用承認を取り消
すことがあること。

12 使用期間が満了したとき又は前号により使用承認が取り消されたときは、使用者の負
担をもって指定期間内に使用財産を原状回復した後に 防衛局長
防衛支局長 に返還すること。

ただし、 防衛局長
防衛支局長 がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 13 使用財産について、防衛局長が
防衛支局長が必要な調査をし、報告を求めたときは、これを拒否
しないこと。

添付書類：普通財産一時使用条件承諾書

記入要領

部局長は、以上の条件のほか、特に条件を付することを必要と認めるときは、追加して条件を付することができる。

(別紙)

使用承認財産一覧表

施設名
所在地

区分	種目	構造	数量	建物番号	備考

別記第3号様式（第16条関係）

令和 年 月 日
番 号

防衛局長 殿
防衛支局長

申請者 官職
氏名

普通財産一時使用条件承諾書

令和 年 月 日付け第 号をもって承認になった普通財産の使用については、同承諾書に記載の使用条件を承諾する。

別記第4号様式（第24条関係）

〇 〇 財 産 受 渡 証 書

番 号

受渡し 令和 年 月 日

渡 省(府)所管国有財産部局長
部局長 氏 名

受 省(府)所管国有財産部局長
部局長 氏 名

次のとおり、国有財産の受渡しを了した。

なお、内訳は、別紙のとおりとする。

区 分	渡	受
所 管 名		
会 計 名		
分 類		
種 類		
用 途		
増減事由用語		

F A C			口座名		
所 在					
区 分	数量単位	数 量	価 格	有 償 価 格	備 考
			円	円	

計					

記入要領

- 受渡証書の種類は、次のとおりであるから、事案ごとに相当の名称を記すこと。
引継引受財産受渡証書
引継引受取消財産受渡証書
所管換財産受渡証書
所属替財産受渡証書
- 用途欄は、空欄とすること。
- 口座名、所在、区分、数量単位、数量及び価格は、渡し部局の国有財産台帳によ

ること。

- 4 区分、立木竹については、種目も記入すること。
- 5 建物の数量は、建面積及び延べ面積を記入すること。
- 6 有償価格は、異なる会計間の財産の異動のときに限り、記入すること。
- 7 受渡数量が実測又は審査済みのものであるときは、受渡証書備考欄にその旨記入すること。
- 8 財産の内容を本文ですべて記入できるときは、別紙は、省略することができる。

別記第5号様式（第25条関係）

防衛大臣殿

令和 年 月 日

番 号
防衛局長
防衛支局長

普通財産取得報告書

防衛省所管国有財産（普通財産）の
取扱いに関する訓令（平成19年防
衛省訓令第78号）第25条の規定
により別紙のとおり報告する。

添付書類：普通財産取得報告書

別記第 6 号様式（第26条関係）

令和 年 月 日
番 号

財務局長
福岡財務支局長 殿
沖縄総合事務局長

防衛局長
防衛支局長

引継不適當財産取得通知書

国有財産法施行令第5条第3項
の規定により別紙のとおり通知
する。

添付書類：引継不適當財産

(別紙)

引継不適當財産

口座名 (FAC)

所在

敷地		数量 (㎡)	沿革						索引番号
年月日	取得事由	整理番号	区分	種目	構造	数量	価格	備考	
							円		

記入要領

- 1 この引継不適當財産取得通知書は、国有財産台帳により作成すること。
- 2 敷地欄は、民公有地の数量及び所有者又は管理者名を記入すること。
- 3 索引番号欄は、国有財産台帳の索引番号を記入すること。
- 4 整理番号欄は、国有財産台帳の付属図面欄の番号を記入すること。

別記第7号様式（第29条関係）

殿

令和 年 月 日

番号
防衛局長
防衛支局長

普通財産処分通知書

国有財産法施行令第13条の規定

により別紙のとおり通知報告する。

添付書類：普通財産処分通知書

(別紙)

普通財産処分通知書

口座名 (FAC)
所在

							牽引番号					
異動 年月日	異動事由	整理 番号	区分	種目	構造	数量	台帳 価格	処理 価格	備考			
用途 指定	用途					その他 参考となる べき						
	始期	令和	年	月	日							
	期間	令和	年	月	日から 令和					年	月	日まで
	相手方の 利用計画											
相手方 の住所 氏名	住所											
	氏名											

記入要領

- この通知報告書は、国有財産台帳により作成すること。
- 索引番号欄は、国有財産台帳の索引番号を記入すること。
- 整理番号欄は、国有財産台帳の付属図面欄の番号を記入すること。
- 処理価格欄は、当該財産の売払い又は取壊しをしたときのそれぞれの処分価格を記入すること。なお、取壊しをした場合において、当該財産が返還物品として処分されるときは、その数量、見積価格等をその他参考となるべき事項欄に記入すること。
- 用途指定欄は、普通財産を国有財産法第29条等の規定により用途を指定したときに記入すること。
- 相手方の住所氏名欄には、当該処分が売払いであるときに記入すること。

番 号
令和 年 月 日

地方協力局長 殿

防衛局長
防衛支局長

国 有 財 産 被 害 報 告 書

- 1 省名 防衛局
防衛支局
- 2 国有財産事務分掌官の官職氏名及び命免年月日
- 3 監督責任者の官職氏名及び管理期間
- 4 滅失、き損等の日時場所及び口座名
ア 日 時
イ 場 所
ウ 口座名 (F A C)
- 5 滅失、き損等をした物件の区分、種目、数量及び価格
別紙滅失、き損等をした物件の区分等一覧表のとおり。
- 6 滅失、き損等の原因となった事実の詳細
- 7 滅失、き損等の事実発見の動機及び発見後の処置
- 8 平素における管理状況の詳細
- 9 復旧可能なものについては、復旧見込額及びその算定の基礎
- 10 き損した財産の保全又は復旧のために採った応急措置
- 11 貸付け又は使用承認中のものについては、その相手方及び使用状況並びに使用目的
- 12 損害保険に関する事項（付保していないときは、その理由）
- 13 当該事故が他人の行為によるものについては、賠償請求のために採った、又は採ろうとする措置
- 14 その他参考事項

記入要領

- 1 2は、防衛局長
防衛支局長を記入するが、事故発生時の防衛局長
防衛支局長と報告時の防衛局長
防衛支局長が相違するときは、両者を併記すること。
- 2 3は、地方協力局長名を記入するが、事故発生時の局長と報告時の局長と異なるときは、両者を併記すること。
- 3 記入事項が多く本書式に記入できないときは、適宜別紙によること。

別記第9号様式（第25条の2関係）

不 要 財 産 受 渡 証 書

令和 年 月 日

渡 独立行政法人
駐留軍等労働者労務管理機構理事長 氏 名

受 防 衛 大 臣 氏 名

次のとおり、財産の受渡を了した。

区 分	渡	受
所管名		
会計名		
分 類		
用 途		
増減事由用語		

所 在				
区 分	数量単位	数量	台帳価格	備考
土 地	平方メートル		円	
立木竹			円	
建 物	平方メートル	建 延	円	
工作物			円	
地上権等	平方メートル		円	
計			円	